

政令第 号

道路法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十九条第二項本文（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第十九条関係）

占用物件			占用料				
第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
一、四〇〇	九四〇	六六〇	二、一〇〇	六一〇	四三〇	三六〇	三一〇
二、一〇〇	九四〇	六六〇	二、八〇〇	一、三〇〇	九〇〇	七四〇	六五〇
一本に							

占 用 面	圧器	路上に設ける変	線その他の線類	地下に設ける電	類	上空に設ける線	共架電線その他	その他の柱類	第三種電話柱	第二種電話柱	第一種電話柱
	年	つき一	一個に	き一年	ルにつ	長さ一	メートル	年	年	年	つき一
		一、二〇〇		七		一一		一二〇	二、七〇〇	一、九〇〇	一、二〇〇
		五四〇		三		五		五五	一、二〇〇	八七〇	五五〇
		三八〇		二		四		三九	八五〇	六二〇	三九〇
		三二〇		二		三		三三二	七〇〇	五一〇	三二〇
		二七〇		二		三		二八	六二〇	四五〇	二八〇

			法第三 十二条 第一項 第一号 に掲げ る工作 物		
			地下に設ける変 圧器	変圧塔その他こ れに類するもの 及び公衆電話所	郵便差出箱及び 信書便差出箱
積一平 方メー	積一平 表示面	年	積一平 方メー トルに つき一 年	一個に つき一 年	年
		一九、〇〇	七三〇	二、四〇〇	一、〇〇〇
			三三〇	一、一〇〇	四六〇
			二二〇	七七〇	三二〇
			一九〇	六四〇	二七〇
			一七〇	五六〇	二四〇

					広告塔		
外径が〇・〇七	もの メートル未満の 外径が〇・〇七	その他のもの			年 つき一	トルに	〇
		年	トルに	方メー			
	五一		二、四〇〇				
	二三		一、一〇〇				三、八〇〇
	一六		七七〇				一、九〇〇
	一三		六四〇				一、一〇〇
	一二		五六〇				七六〇

第一項 第十二条 法第三 メートル以上〇・ 外径が〇・二メ 満のもの ・一メートル未 満のもの	〇・一五 メートル以上〇 ・二メートル未 満のもの	〇・一メ ートル以上〇・ 一五メートル未 満のもの	〇・一メ ートル以上〇・ 一五メートル未 満のもの
長さ一 メート			
	一五〇	一一〇	七三
	六六	四九	三三
	四六	三五	二三
	三八	二九	一九
	三四	二五	一七

第二号 に掲げ る物件		ルにつ き一年	
三メートル未満 のもの	外径が〇・三メ ートル以上〇・ 四メートル未満 のもの	外径が〇・四メ ートル以上〇・ 七メートル未満 のもの	外径が〇・七メ ートル以上一メ ートル未満のも
二二〇	二九〇	五一〇	七三〇
九八	一三〇	二二〇	三三〇
七〇	九三	一六〇	二二〇
五七	七六	一三〇	一九〇
五〇	六七	一二〇	一七〇

第一項	法第三 十二條		地下街 及び地		階数が 一のも の	階数が 二のも の	階数が の	設 法第三十二條第一項第三 号及び第四号に掲げる施	の	外径が一メー トル以上のもの	
	地下室	の	階数が	の							階数が
トルに 方メー 積一平 占用面											
Aに〇・〇〇七を乗じて得た額			Aに〇・〇〇四を乗じて得た額			二、四〇〇	一、五〇〇				
						一、一〇〇	六六〇				
						七七〇	四六〇				
						六四〇	三八〇				
						五六〇	三四〇				

第五号 に掲げ る施設	第一項 第十二条 法第三 条			
	三以上 のもの	上空に設ける通 路	地下に設ける通 路	その他のもの
年				つき一
占用面				積一平
方メー				トルに
つき一				日
Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	九、三〇〇	五、六〇〇	二、四〇〇	一九〇
	一、九〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇	三八
	九三〇	五六〇	七七〇	一九
	五三〇	三二〇	六四〇	一一
	三八〇	二三〇	五六〇	八

際し、 催しに 他の 縁日そ 祭礼、	標識		除く。			
	年	つき一 一本に	年	つき一	トルに	その他 方メー 積一平
一九〇		一、九〇〇			〇	一九、〇〇
三八		八七〇				三、八〇〇
一九		六二〇				一、九〇〇
一一		五一〇				一、一〇〇
八		四五〇				七六〇

						第七号 に掲げ る物件			
幕(第 七条第 四号に 掲げる						旗ざお			
祭礼、 縁日そ 他の 催しに 際し、 一時的 に設け						その他 のもの		一時的 に設け るもの	
日						月		日	
積一平						その面		一本に	
方メー						トルに		つき一	
一九〇						三		一	
三						八		〇	
一						九		〇	
一						一		〇	
八						七		六	

占用面	アーチ		工事用 施設で あるも のを除 く。)							
	その他 のもの	るもの	横断す 車道を	一基に	つき一	月	るもの その他	積一平 方メー トルに	その面	るもの
	九、三〇〇	〇	一九、〇〇	一、九〇〇	三、八〇〇	三、八〇〇	月	一、九〇〇	三、八〇〇	三、八〇〇
一、九〇〇		三、八〇〇	三、八〇〇	三、八〇〇	三、八〇〇	月	三、八〇〇	三、八〇〇	三、八〇〇	
九三〇		一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	月	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	
五三〇		一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	月	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	
三八〇		七六〇	七六〇	七六〇	七六〇	月	七六〇	七六〇	七六〇	

は高架の道路の トンネルの上又	第七條第二号に掲げる工 作物			第七條第三号に掲げる施 設			第七條第四号に掲げる工 事用施設及び同條第五号 に掲げる工事用材料			第七條第六号に掲げる仮 設建築物及び同條第七号 に掲げる施設			
	積一平	方メー	トルに	年	つき一	トルに	占用面	積一平	方メー	トルに	月	つき一	
Aに〇・〇	二、四〇〇			Aに〇・〇二八を乗じて得た額			一、九〇〇					二四〇	
Aに〇・〇	一、一〇〇						三八〇						一一〇
Aに〇・〇	七七〇						一九〇						七七
Aに〇・〇	六四〇						一一〇						六四
Aに〇・〇	五六〇						七六						五六

第十号	第七号	第七号	第八号	第七号
建築物	る施設 に掲げ る施設	第九号	第七号	第七号
	その他のもの	建築物	路面下に設ける もの	上空に設けるも の その他のもの

Aに○・○二を乗じて得た額	て得た額	○九を乗じ Aに○・○	て得た額	Aに○・○二八を乗じて得た額	一二を乗じ て得た額
	得た額	一を乗じて Aに○・○	て得た額		一四を乗じ て得た額
	て得た額	一一を乗じ Aに○・○	て得た額		一六を乗じ て得た額
	て得た額	一二を乗じ Aに○・○	て得た額		一七を乗じ て得た額
	て得た額	一四を乗じ Aに○・○	得た額		二を乗じて 得た額

第七条第十二号に掲げる	建築物	急仮設	げる応	号に掲	第十一	第七条	車場	動車駐	及び自	る施設	に掲げ
	その他のもの	の	上空に設けるも	もの	路面下に設ける	トンネルの上又は高架の道路の			その他のもの		

							年	つき一	トルに	方メー	積一平	占用面
Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	て得た額	一二を乗じ	Aに〇・〇	て得た額	〇九を乗じ	Aに〇・〇					
		て得た額	一四を乗じ	Aに〇・〇	得た額	一を乗じて	Aに〇・〇					
		て得た額	一六を乗じ	Aに〇・〇	て得た額	一一を乗じ	Aに〇・〇					
		て得た額	一七を乗じ	Aに〇・〇	て得た額	一二を乗じ	Aに〇・〇					
		得た額	二を乗じて	Aに〇・〇	得た額	一四を乗じ	Aに〇・〇					

器具		第七條 第十三 号に掲 げる施 設				
		トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	上空に設けるもの	その他のもの		
Aに〇・〇二八を乗じて得た額		Aに〇・〇二を乗じて得た額				
		Aに〇・〇二八を乗じて得た額				
		Aに〇・〇二八を乗じて得た額				
		Aに〇・〇二八を乗じて得た額				
		Aに〇・〇二八を乗じて得た額				
		Aに〇・〇二八を乗じて得た額				

別表の備考第二号イからハまでを次のように改める。

イ 第一級地 その区域内の土地の平均価格（当該区域内の土地の価格（地方税法（昭和二十五年法律

第二百二十六号) 第三百八十一条第一項又は第二項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。) の合計を当該区域内の土地の地積(これらの規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている地積をいう。) の合計で除したものをいう。以下同じ。) が都の特別区及び人口五十万人以上の市の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村(都の特別区を含む。以下同じ。) の区域をいう。

ロ 第二級地 その区域内の土地の平均価格が都の特別区及び人口五十万人以上の市の区域内の土地の平均価格未満であり、かつ、人口五十万人未満二十万人以上の市の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。

ハ 第三級地 その区域内の土地の平均価格が人口五十万人未満二十万人以上の市の区域内の土地の平均価格未満であり、かつ、人口二十万人未満の市の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。

別表の備考第二号に次のように加える。

ニ 第四級地 その区域内の土地の平均価格が人口二十万人未満の市の区域内の土地の平均価格未満で

あり、かつ、町及び村の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。

ホ 第五級地 その区域内の土地の平均価格が町及び村の区域内の土地の平均価格未満であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。

附 則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

理由

社会経済情勢の変化に鑑み、指定区間内の国道に係る占用料の額を改定する必要があるからである。